

事業主のみなさまへ

令和6年能登半島地震に伴う障害者雇用納付金制度に 基づく助成金の支給の特例について

令和6年能登半島地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

今般の被災に対応し、障害者雇用納付金制度に基づく助成金（以下「助成金」といいます。）について、以下の特例を実施します。

I 対象事業主

特定被災区域（※）に主たる事務所の所在地を有する事業主

（※）特定被災区域とは、令和6年能登半島地震に際し、災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域のことです。令和6年1月1日現在、新潟県、富山県、石川県及び福井県の35市11町1村に適用されておりますが、今後更新されることがありますので、内閣府防災情報のページ（災害救助法の適用状況）にて最新情報をご確認ください。

URL:https://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html



（注）上記のほか、特定被災区域外に主たる事務所が所在する事業主で、令和6年能登半島地震により被害を受けた事業主において、助成金の支給の特例を必要とする理由を記載した書面により、特例申請を行うことができます。

II 特例の内容

1 認定申請の特例

（1）災害の発生した日（令和6年1月1日）以降に認定申請期限が到来する助成金について、被災により定められた期限内に助成金の認定申請ができない場合、期限を超えて認定申請をすることができます。

なお、重度訪問介護サービス利用者等職場介助助成金及び重度訪問介護サービス利用者等通勤援助助成金について、定められた期限内に提出することとされている「雇用施策との連携による重度障害者等就労特別支援事業」に係る支給対象障害者の職場介助又は通勤援助を含む支援計画書の提出についてもこの特例を適用します。

対象助成金：全助成金

（2）支給対象となった施設等が被災により毀損し、当該施設等に代わる作業施設等の設置又は整備をする場合、助成金の支給を可能にするとともに、規定されている前回の支給決定日から作業施設又は附帯施設の場合は2年、作業設備の

場合は3年が経過していない場合であっても、認定申請をすることができます。

対象助成金：障害者作業施設設置等助成金

- (3) 支給対象となった通勤用バスまたは通勤用自動車が被災により毀損し、支給対象障害者の通勤用として使用できなくなった場合は、同一の障害者について1回に限り、当該助成金の認定申請をすることができます。

対象助成金：重度障害者等通勤対策助成金

(通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金)

- (4) 支給対象となった事業施設等が被災により毀損し、事業の用に使用することができなくなった場合は、支給決定日から起算して10年を経過していない施設の改善及び定められた期間を経過していない設備の更新についても、重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金の認定申請をすることができます。

対象助成金：重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金

平成23年3月31日以前の第1種重度障害者施設設置等助成金
及び第2種重度障害者施設設置等助成金

2 支給請求又は支給申請の特例

- (1) 災害の発生した日(令和6年1月1日)以降に支給請求書又は支給申請書の提出期限が到来する助成金について、被災により定められた期限内に助成金の支給請求又は支給申請ができない場合、期限を超えて支給請求又は支給申請をすることができます。

対象助成金：全助成金

- (2) 支給対象となった施設等が被災により毀損し、受給資格認定日から支給請求書の提出までの間に使用できなくなった場合においても、支給請求をすることができます。

対象助成金：第1種作業施設設置等助成金

障害者福祉施設設置等助成金

重度障害者等通勤対策助成金

(通勤用バスの購入助成金・通勤用自動車の購入助成金)

3 被災により支給対象障害者が休業せざるを得ない場合の特例

被災により支給対象障害者が休業せざるを得ないが、その休業中も助成金の支給対象措置を維持する場合(賃借契約を中断できない場合等)であって、当該障害者の円滑な職場復帰のために措置を継続している場合に限り、支給対象障害者の

雇用維持の観点から休業中も当該措置について支給対象とします。

(1) 支給対象障害者の出勤日について、次のイ及びロの場合においても、出勤した日とみなします。

- イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させている場合（労働基準法第26条による休業手当の支給が必要のない場合に限る。）
- ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させている場合（当該事業所が雇用保険法（昭和49年法律第116号）第62条第1項第1号に規定する雇用調整助成金（以下「雇用調整助成金」という。）の支給を受けている場合を含む。）

対象助成金：第2種作業施設設置等助成金
重度障害者等通勤対策助成金
（住宅の賃借助成金、駐車場の賃借助成金）

(2) 支給対象となる措置を、支給対象障害者の円滑な職場復帰のために継続している場合に限り、次のイ及びロの場合を出勤日とみなし、イ及びロにより全休となった月を支給対象月とすることができます。

- イ 直接的な被災により支給対象障害者を休業させた日（労働基準法第26条による休業手当の支給が必要のない日に限る。）
- ロ 被災に伴う経済上その他間接的な理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、支給対象障害者の雇用を維持するため支給対象障害者を休業させた日（当該事業所が雇用調整助成金の支給を受けている日を含む。）

対象助成金：障害者介助等助成金
（職場復帰支援助成金、職場支援員の配置助成金、職業コンサルタントの配置助成金、在宅勤務コーディネーターの配置助成金）
職場適応援助者助成金
（企業在籍型職場適応援助者助成金）
重度障害者等通勤対策助成金
（指導員の配置助成金）

Ⅲ 特例の実施期間について

令和6年6月30日まで

令和6年1月22日

お問合せ先
独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
・障害者助成部 助成管理課 TEL 043-297-9504
・事業所の所在する都道府県の高齢・障害者業務課
（東京、大阪は高齢・障害者窓口サービス課）
<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/index.html>